

静岡県知事 川勝 平太 殿

平成27年10月13日
静岡県津波災害警戒区域指定検討委員会

津波災害警戒区域等の指定による 「津波防災地域づくり」の推進に向けた提言

静岡県は、南海トラフ沿いや相模トラフ沿いで発生する巨大地震の震源域に近く、津波の到達時間が早いことから、甚大な被害が発生することが想定されており、一人でも多くの県民の命を守るため、県・市町・地域住民・民間事業者等が連携してハード・ソフト両面の施策を組み合わせた多重防御による「津波防災地域づくり」を推進することが強く求められている。

また、「津波防災地域づくり（津波対策）」は、大規模自然災害等の様々な危機に備える「国土強靱化地域計画」や、地方創生のための「地方版総合戦略」においても重要な施策であり、これら計画・戦略の推進主体である県や市町は、「津波防災地域づくりに関する法律」に加え、「南海トラフ地震防災対策特別措置法」や「都市計画法」など、関連する法律や制度に基づく施策を総動員し、地域の実情に応じて適切に組み合わせ、防災・減災と地域成長を両立させた「津波防災地域づくり」を目指す必要がある。

これまで、本委員会では「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波災害警戒区域等の指定の推進に資するため、区域の指定基準や手続き等について検討を進めてきた。

今後は、本委員会における議論を踏まえて津波災害警戒区域等の指定を推進し、ソフト対策を充実することが「津波防災地域づくり」を進める上で重要であることから、これまでの検討経過を踏まえ、津波災害警戒区域等の指定を円滑に行うために、今後取り組むべき事項について、以下のとおり提言するものである。

1 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定について

(1) 警戒避難体制の整備などのソフト対策は、早急に実施すべきものであり、県は市町と連携して早期に津波災害警戒区域（イエローゾーン）を指定するよう努めること。

(2) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定は、既に公表された津波浸水想定に対する安全向上策であることを踏まえ、県と市町は連携して、指定の意義及び効果を関係住民等に対して誤解を招かないようわかりやすい説明に努めること。

(3) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）における指定避難施設として必要な耐浪性の確保等への財政的な支援措置など、県は区域指定が地域にとってインセンティブとなるよう、国への働き掛けや県独自の仕組みを検討すること。

2 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定について

(1) 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定は私権の一部に制限を加えるものであることに鑑み、当該区域内の要配慮者利用施設に対する耐浪性の強化等への財政的な支援措置など、県は区域指定が地域にとってインセンティブとなるよう、国への働き掛けや県独自の仕組みを検討すること。

(2) 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定対象から外れる床上浸水以上が想定される区域（基準水位0.5m以上2.0m未満の区域）においては、津波到達時間が早く、十分な避難時間の確保が困難な状況を踏まえ、県及び市町と要配慮者利用施設の所有者又は管理者は連携して、施設利用者が津波を施設内で「避ける」、又は津波から円滑かつ迅速に「逃げる」ことができる体制を整備すること。

3 津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定について

(1) 市町が津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定の検討を、県が策定する「指定の手引き」を参考にして行う際に、県は市町の求めに応じ、本委員会の検討に用いたデータや参考となる情報を提供するとともに、指定基準に関する有識者への意見聴取等について、積極的な支援に努めること。

4 津波防災地域づくりに関する取組全般について

(1) 津波避難を円滑かつ迅速に実行するには地震に備えた建物の耐震化や家具の転倒防止等の対策が極めて重要であるため、大きな地震動や液状化の可能性が大きいと想定される区域に留意しつつ、県全域において耐震対策を着実に推進すること。

(2) 県は、地震・津波に関する情報が住民等に迅速かつ正確に伝わるよう、市町等と連携し、情報伝達手段の強化を図ること。住民等は得られた情報を踏まえて自ら考え、自ら判断し、率先して行動するよう努めること。

- (3) 防潮堤等の津波対策施設による減災効果は、適切に評価する必要があることから、県は、国に対して津波対策施設による減災効果の評価基準を定め、区域指定に反映されるよう働き掛けること。
- (4) 津波対策施設の整備は、レベル1津波を防ぐだけでなく、最大クラスのレベル2津波に対しても、浸水域の減少や到達時間の遅延等の減災効果も期待でき、津波防災地域づくりの重要な役割を担う施策であるため、県や市町等の海岸管理者は、連携して整備を推進するとともに、施設整備による効果とその限界についての住民等の理解が深まるよう、適切な広報に努めること。ただし、その際に住民等に過度な期待を抱かせないように留意すること。
- (5) 県は、津波災害警戒区域等の指定について、市町における検討の進捗状況を定期的に把握するとともに、市町との情報共有を図るなど、継続的なフォローアップに努めること。
- (6) 本委員会における検討は全国に先駆けるものであることから、「津波防災地域づくり」の推進に寄与するよう、本委員会の検討成果や市町との調整等の区域指定に至るプロセスを広く情報発信するとともに、情報公開すること。